

## 国立大学法人徳島大学ネーミングライツ・パートナー公募要領

国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）は、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることにより、本学の教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用することを目的として、本学が所有する施設等のネーミングライツ・パートナーを以下のとおり公募します。

### 1. 対象施設

別表の「ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧」に定めた施設

### 2. 公募の概要について

#### (1) 協定の条件

- ①協定の期間：2年以上5年以内（更新可）
- ②ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）

#### (2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）。ただし、次の各号に掲げる者は、応募資格がないものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ④貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- ⑤賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑦国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑧前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと学長が認めるもの

#### (3) 愛称等の付与

- ①命名する愛称は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ②大学施設にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認められません。

- ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ・社会問題等の主義、主張に係るもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ・本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ・人権を侵害するおそれのあるもの
- ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・その他学長が愛称等として適当ではないと認めるもの

③愛称は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、愛称の変更を求めることがあります。

④混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の愛称変更はできません。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

#### (4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

①対象施設等に愛称等のサイン等を設置することができます。

ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。

②本学は、本学の広報紙やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努力します。

③ネーミングライツ・パートナー自身もネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。

④その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

#### (5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

①愛称等のサインや案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別途、負担願います。）。なお、愛称等のサインや案内看板等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。

②協定締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

③愛称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

④愛称等のサインや案内看板等が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場

合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

#### (6) 公募期間

公募期間は随時受付とします。ただし、対象施設等毎に、最初の応募者を受け付けた翌月の同日をもって、当該施設等の受付は終了します。

なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く午前9時から午後5時までとします。

#### (7) 応募時の提出書類

- ①ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ②ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
  - (イ) 会社概要及び直近3年間の決算報告書
  - (ロ) 登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
  - (ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）

#### (8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置するネーミングライツ・パートナー選考委員会において、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。

なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

\*資格要件及び選定基準は、次のとおりとします。

| 選定項目 | 要件、基準等                  | 判断等  |     |
|------|-------------------------|--|-----|
| 資格要件 | 応募の趣旨                   | ・応募資格を満たしているか。<br>・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。<br>・経営基盤が安定しているか。 | 適・否 |
|      | 愛称等（デザインを含む）            | ・大学構成員、地域住民に受け入れられるか（親しみやすさ等）。<br>・施設のイメージを損なうおそれがないか等         | 適・否 |
| 選定基準 | ネーミングライツ料               | ・財政的な観点から高額なほど高評価とする。  | 金額  |
|      | 協定期間                    | ・愛称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。                                 | 年数  |
| 判定   | 資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。 | 順位   |     |

### (9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に通知します。また、本学のホームページ等で公表します。

### 3. 協定の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお協定締結後、決定した愛称等、ネーミングライツ・パートナー、ネーミングライツ料及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

### 4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、協定期間年度（4月1日から翌年3月31日まで）の5月末までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、年度途中に協定期間が開始又は満了となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）とし、協定締結月の翌月末までに納入するものとします。

なお、本協定において、1か月未満の日数がある場合は、これを1か月としてネーミングライツ料を算出します。

### 5. リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

また、新たに設置した看板等が破損する等、当事者に損害が生じた場合の責任及び負担は、協議のうえ決定することとします。

### 6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1か月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、既に納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

### 7. 申込書の提出先及び問合せ先

#### ①本学のネーミングライツ制度全般に関する問合せ先

徳島大学総務部未来創造課広報係

Tel 088-656-7021

E-mail kohokakari@tokushima-u.ac.jp

②申込書の提出先及び対象施設に関する問合せ先

別表の「ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧」のとおり

※申込を受理しましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。

数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いします。

※対象施設等の現場確認を希望される場合は、事前に上記問合せ先まで連絡をお願いします。

## ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧

別表

| No. | 施設名称                          | 規模<br>(床面積)<br>(㎡) | 申込書の提出先及び<br>対象施設に関する問合せ先   | 備考    |
|-----|-------------------------------|--------------------|---|-------|
| 1   | 情報センター院生棟 2階<br>202 情報処理実習室 1 | 200                | 〒770-8506<br>徳島市南常三島町 2 丁目 1 番地   | 118 席 |
| 2   | 情報センター院生棟 3階<br>301 情報処理実習室 2 | 116                | 徳島大学学術情報部<br>情報企画課企画運営係<br>Tel 088-656-8131<br>E-mail jokikakuk@tokushima-u.ac.jp | 70 席  |
| 3   | 附属図書館本館 1階<br>ラーニングコモンズ       | 326                | 〒770-8507<br>徳島市南常三島町 2 丁目 1 番地   | 112 席 |
| 4   | 附属図書館本館 3階<br>多目的ホール          | 137                | 徳島大学学術情報部<br>図書情報課総務係   | 100 席 |
| 5   | 附属図書館蔵本分館 1階<br>ラーニングコモンズ     | 121                | Tel 088-656-7584<br>E-mail tssoumuk@tokushima-u.ac.jp                             | 36 席  |
| 6   | 附属図書館蔵本分館 2階<br>マルチメディアルーム    | 163                |   | 42 席  |

※ネーミングライツ料については、個別に相談



年 月 日

殿

国立大学法人徳島大学長

○ ○ ○ ○

## ネーミングライツ・パートナー決定通知書

次のとおりネーミングライツ・パートナーに採用することを決定しましたので、通知します。

|         |             |        |       |
|---------|-------------|--------|-------|
| 施設名     |             |        |       |
| 愛称等     |             |        |       |
| 命名権付与期間 | 年 月 日       | ～      | 年 月 日 |
| 命名権料    | 年額          | 円 (税抜) |       |
|         | 年額<br>( 年間) | 円 (税抜) |       |

年 月 日

殿

国立大学法人徳島大学長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあったネーミングライツ事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、通知します。

|       |  |
|-------|--|
| 施設名   |  |
| 不採用理由 |  |